

辻泰弘 国会ニュース

つじ やす ひろ Kokkai News 2010年12月16日 NO. 97

雇用促進のための税制を新設！ 診療報酬への事業税は継続検討に！！

辻泰弘は、厚生労働委員会などの場において、「政治とは人間の幸せの追求。生きること、生計を立てることが幸せの根底。それらを支える医療と雇用の幸せ度を高めることが課題」と主張。その理念に基づく税制改正を要求。本日、「平成23年度税制改正大綱」が閣議決定。



◎ 産業・雇用の海外流出防止を！ 雇用を拡大した企業の税負担軽減実現！！

平成23年度税制改正において、辻泰弘が政府に実現を求めてきた雇用の増加に応じた企業の税負担を軽減する雇用促進税制が新設されることとなりました。内容は以下の通り。(詳細はHP)

【雇用促進税制の新設(下記の他、法人住民税への適用、割増償却制度の創設・拡充の改正あり)】

「公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行った法人が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において、当該事業年度末の従業員のうち雇用保険一般被保険者の数が前事業年度末に比して10%以上、かつ、5人以上(中小企業者等については、2人以上)増加したこと等の公共職業安定所の長の確認を受けた場合には、一定の要件の下、当該事業年度の法人税額から、増加した雇用保険一般被保険者の数に20万円を乗じた金額を控除できる措置を講ずる。ただし、当期の法人税額の10%(中小企業者等については20%)を限度とする。」(「平成23年度税制改正大綱」12月16日閣議決定)

以下は、雇用促進税制の創設を求めた厚生労働委員会における国会質疑の概要(10月21日)。
辻泰弘：円高。廃業増大。物づくり産業基盤脆弱化。産業・雇用の海外流出を防ぐ税制が必要。
細川 厚生労働大臣：国内企業支援による雇用創出重要。雇用の創出促進のためしっかり検討。

◎ 公共サービスの機能を果たす地域医療！ 事業税の非課税・軽減は継続！！

平成23年度税制改正において、辻泰弘が現行税制の必要性を強調してきた社会保険診療報酬の事業税非課税措置等が今後1年間継続されることとなりました。その内容は以下の通り。

【社会保険診療報酬に対する事業税の非課税措置等の継続】

「事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、平成22年度の議論を踏まえつつ、地域医療を確保するために必要な措置について、来年1年間真摯に議論し、結論を得る。」(「平成23年度税制改正大綱」12月16日閣議決定)

以下は、社会保険診療報酬に対する非課税措置の継続を求めた国会質疑の概要(10月21日)。
辻泰弘：医療は営利目的ではない。健診、予防接種、学校医など地域医療に貢献。事業税の趣旨は自治体の行政サービス提供に対する経費分担。公共サービスたる医療の非課税は当然。
医政局長：高い公共性のため非課税。近年医療機関の経営厳しい。今後とも非課税存続に努力。

今年は大変お世話になり、ありがとうございました。来年もよろしくお願ひ申し上げます。